

発注情報詳細等

件名 「樽町中学校仮設教室賃貸借」一式

(令和8年7月21日公表分)

横浜市教育委員会事務局教育環境整備部
教育施設課

発注情報詳細等 目次

樽町中学校仮設教室賃貸借の入札について
発注情報詳細（物品・委託等）

樽町中学校仮設教室賃貸借の入札について

横浜市教育委員会事務局
教育環境整備部教育施設課

1 競争入札に付する事項 別添仕様書のとおり

2 仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、仕様書等に質問があり、回答を求める場合には、令和8年7月29日(水)午後3時00分(必着)までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を教育施設課に電子メールにより提出してください。

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局教育環境整備部教育施設課 担当：杉浦、佐藤、小林

電子メールアドレス ky-eizen@city.yokohama.lg.jp

電話 045(671)3258

(3) 回答

令和8年7月31日(金)までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札参加の手続き

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

公募型指名競争入札参加意向申出書

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 提出場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎14階

横浜市教育委員会事務局 教育環境整備部 教育施設課

担当：杉浦、佐藤、小林 電話：045(671)3258

(4) 提出期限

令和8年8月6日(木)正午まで(持参または郵送)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。最終日の8月6日は正午まで。)

(5) 入札参加に係る通知

次による通知は、令和8年8月10日(月)までに行います。

公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書

4 入札参加資格の喪失

(1) 発注情報詳細(物品・委託等)に記載の入札参加資格を満たさなくなったとき

(2) 3(1)に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき

5 入札および開札方法

(1) 入札および開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

- (2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。
- (3) 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。
- (4) 入札場所には、入札参加者又は入札関係職員以外のものは入場することは出来ません。
- (5) 入札場所において、公正な競争の執行を妨げ若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした者は、当該入札場所から退去させます。
- (6) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。
- (7) 入札には、消費税法第9条第1項規定の免税業者であるか課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。
なお、落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。
また、本件の契約期間は、契約締結の日から令和17年3月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）となりますが、入札書に記入する金額については、令和9年度に要する単年度の金額（税抜き）とすること。契約総額に対する令和9年度分の金額の割合は、（別紙）樽町中学校仮設教室賃貸借支出割合に記載した割合とします。
- (8) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、該当訂正部分について押印をしなければなりません。
また、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできません。
- (9) 開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。
- (10) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。
- (11) 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、二回目の入札で落札者がないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

6 入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函するまでは、次の(1)又は(2)の方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(1) 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に持参又は郵送しなければなりません。令和8年8月14日（金）午後5時までに3(3)の部課に持参または郵送で必着のこと。

(2) 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

7 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条に掲げる入札

8 落札者の決定

- (1) 横浜市契約規則第13 条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

9 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と契約書を取り交わします。
- (2) 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。
本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とします。

11 その他

当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。 その他、横浜市契約規則の定めるところによる。

12 契約手続等に関する問い合わせ先

教育施設課 営繕係 杉浦、佐藤、小林 電話 045(671)3258

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法		入札書の持参による 公募型指名競争入札		
件名		樽町中学校仮設教室賃貸借		
納入／履行場所		仕様書のとおり		
納入／履行期間等		契約締結の日から令和9年12月18日まで		
入札参加資格	種目	401：仮設建物賃貸		
	所在地区分	市内、準市内及び市外		
	企業規模区分	中小企業（市内、準市内及び市外）及び大企業（市内、準市内及び市外）		
	その他	① 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。 ② 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、所在地区分が「市内」、「準市内」及び「市外」である「中小企業」「大企業」の中で、「401：仮設建物賃貸」順位1に登録がある者であること。 ③ 入札参加意向申出締め切りから入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。		
提出書類		公募型指名競争入札参加意向申出書		
設計図書		別紙		
入札参加申込締切日時		令和8年8月6日 正午まで 持参または郵送による		
指名・非指名通知日		令和8年8月10日		
質疑締切日時		令和8年7月29日 午後3時00分	回答期限日時	令和8年7月31日
入札及び開札日時		令和8年8月18日（火） 午前 10時00分		
入札及び開札場所		横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎13階 13-N05 会議室		
支払い条件		前金払	しない	部分払 別紙 支出割合参照
注意事項		－		
発注担当課		教育委員会事務局教育施設課	電話 045－671－3258	
契約事務担当課		教育委員会事務局教育施設課	電話 045－671－3258	

賃貸借契約書

1	賃貸借物件	樽町中学校仮設教室賃貸借
2	賃貸借期間	令和 10年 1月 1日から 令和 17年 3月 31日まで
3	賃貸借料金	総 額 円 ☒ 課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) ☐ 免税業者 支払方法 月額 (1回当たり) 別途支出割合 回 月額 (1回当たり) の通り 回
4	物件の引渡し	引渡期日 令和 9年 12月 18日 検査期日 令和 9年 12月 18日
5	保 守 契 約	
6	契 約 保 証 金	免 除
7	賃貸借料金の支払場所	☒ 横浜市指定金融機関 (市庁内) ☐ 横浜市水道局出納取扱金融機関 ☐ 横浜市交通局出納取扱金融機関
8	物 件 保 管 場 所	横浜市港北区樽町四丁目 1 5 番 1 号
9	損 害 保 険 契 約	
10	規 定 損 害 金	
11	特 約 事 項	1 別添の仮設建物等の設置に関する約款を適用する。 2 本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除された場合は、賃借人は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

上記の物件の賃貸借契約について、賃借人 横浜市と賃貸人 とは、
おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項によって賃貸借契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自 1 通を
保有するものとする。

令和 8 年 月 日

賃借人 横浜市中区本町 6 丁目50番地の10
契約事務受任者

印

賃貸人 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

学校仮設校舎賃貸借 支出割合 (表)

(消費税地方消費税相当額を含む)

年 度 月	支出割合 (%)	支払金額 (円)
9年度	13.00	
3月	13.00	
10年度	13.00	
4月	3.25	
5月		
6月		
7月	3.25	
8月		
9月		
10月	3.25	
11月		
12月		
1月	3.25	
2月		
3月		
11年度	13.00	
4月	3.25	
5月		
6月		
7月	3.25	
8月		
9月		
10月	3.25	
11月		
12月		
1月	3.25	
2月		
3月		
12年度	13.00	
4月	3.25	
5月		
6月		
7月	3.25	
8月		
9月		
10月	3.25	
11月		
12月		
1月	3.25	
2月		
3月		
13年度	12.00	
4月	3.00	
5月		
6月		
7月	3.00	
8月		
9月		
10月	3.00	
11月		
12月		
1月	3.00	
2月		
3月		

(裏)

年 度 月	支出割合 (%)	支払金額 (円)
14年度	12.00	
4月	3.00	
5月		
6月		
7月	3.00	
8月		
9月		
10月	3.00	
11月		
12月		
1月	3.00	
2月		
3月		
15年度	12.00	
4月	3.00	
5月		
6月		
7月	3.00	
8月		
9月		
10月	3.00	
11月		
12月		
1月	3.00	
2月		
3月		
16年度	12.00	
4月	3.00	
5月		
6月		
7月	3.00	
8月		
9月		
10月	3.00	
11月		
12月		
1月	3.00	
2月		
3月		
合 計	100.00	

現 場 説 明 書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

- 1 件 名 樽町中学校仮設教室賃貸借（その２）
- 2 履 行 場 所 横浜市港北区樽町四丁目１５番１号
- 3 賃貸借概要 設計書、図面のとおり
※ 建物・設備の設計費（実施設計）及び設置費
(1) 構造・規模 プレハブ造 ２階建
(2) 教 室 数 図書室、普通教室、第二美術室、
更衣室等
(3) そ の 他 トイレ、階段、渡り廊下等
- 4 配布図書 (1) 設 計 書
(2) 図 面
(3) 樽町中学校仮設教室賃貸借（その２）仕様書
(4) 室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書
(5) 現場説明書
- 5 設 置 工 期 契約締結後 令和９年12月18日 まで
- 6 予定賃貸借期間 令和10年１月１日から令和17年３月31日 まで
- 7 契約履行上の特別条件
(1) 支払いについて
別紙賃貸料の支払い割合のとおり。
(2) 安全対策について
安全については特に注意し、その対策を完全に行う。
関連詳細については、８の各項目に留意すること。
(3) 各種下請け業者（専門業者）について
電気設備・衛生設備は、仮設教室賃貸借契約に含む。なお、市内
業者の優先使用を配慮すること。
(4) 予定賃貸借期間経過後について
当契約は予定賃貸借期間経過後、本市への譲渡を前提とした契約と
する。予定契約期間経過前に仮設教室が不要となった場合協議の上残
リース料を精算する。

8 現場状況及び関連事項

- (1) 工事の施工にあたって、設計書等に記載してある事項以外で特に必要な事項については、横浜市建築局建築工事特則仕様書、公共建築工事標準仕様書「建築工事編」「電気設備工事編」「機械設備工事編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び建築基準法、建築事業関係法令、安全衛生公害関係法令、その他関係法令に準拠する。
- (2) 工事着手にあたり、搬入路・近隣道路・擁壁・周辺及び当該敷地内の構造物、埋設物等を十分調査のうえ、その状況を本市職員に報告するとともに、問題のある場合はそれらの保護または適切な措置をする。
- (3) グランドは、学校や地域の各種行事で使用するため、工事ヤード等の設置にあたっては、学校と十分調整を行うこと。
- (4) 工事に伴って発生が予想される騒音・振動等については、特に配慮し、学校と事前に調整する。
- (5) 仮設計画及び工程については、本市職員と十分打合せを行い、工事の安全と工程を遵守し作業を進める。
- (6) 工事中、道路など既設物に損傷を与えた場合は、直ちに応急処置を講ずるとともに、本市職員に報告し、工事完了までに賃貸人の負担で原状回復する。
- (7) 仮設搬入路の確保に際し、支障となる遊具等の移設及び撤去は本契約に含む。
- (8) 登下校時間は、資材搬出入を行わない。
- (9) クレーン作業時には必ず誘導員を立てるとともに、他作業時にも作業箇所の周囲は、児童生徒の立ち入りを遮断するよう安全対策を講じる。
- (10) 工事現場内は、常に整理整頓し、災害事故等の予防対策には万全を期すること。
- (11) 飲食・更衣・トイレ等については場所を指定するとともに、消火用水等を常備する。敷地内は禁煙とする。
- (12) 発生材(産業廃棄物)の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適正に処理し、マニフェストの提出を行う。
- (13) 工事用仮設電気・水道は、学校の了解を得たうえで使用すること。なお、学校敷地以外で新たに引き込む場合は、その手続きを含め実施すること。
- (14) 工事写真は、営繕工事写真撮影要領を参照し、工程段階毎に入念に撮ること。特に、隠れた部分の写真がない場合、破壊検査・復旧を命ずることがある。その費用は賃貸人の負担で行う。
- (15) 工事の施工に際し、関係者と十分な連絡をとり、また関係官庁への届け出を必要とする場合には遅滞なくこれを行う。ただし費用は賃貸人の負担とする。
- (16) 別添の方法により揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、賃借人に報告すること。
なお、測定結果が指針値を超える場合には、原因の究明に努めること。
- (17) その他、不明な点は事前に本市職員に連絡し、指示を受けること。

樽町中学校仮設教室賃貸借（その２）仕様書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

1 委託内容及び履行期限

仮設教室の実施設計・施工（法的手続きを含む）および仮設教室賃貸借業務
契約締結日から令和 17 年 3 月 31 日まで

2 履行場所

横浜市港北区樽町四丁目 15 番 1 号

3 契約条件

仮設教室使用期間 令和 10 年 1 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで

当契約は予定賃貸借期間経過後、本市への譲渡を前提とした契約とする。予定契約期間経過前に仮設教室が不要となった場合協議の上残リース料を精算する。

4 適用範囲

当該工事にあたっては、本仕様書及び設計書、図面、現場説明書に記載してある事項による。それらに記載されていない事項については、市と協議し決定します。

5 施工前協議

施工前に、施工計画書を市に提出し、市と協議を行うこと。

6 施工体制等

工事に際しては、関連法令等を遵守した上で施工管理体制を確立し、仮設計画、工事工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。

工事搬入経路を確保するために必要な工事、工事に伴う土木事務所、警察等への手続きは本契約に含む。

また、工事車両の通行は、事前に近隣住民に周知し、トラブルのないよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時等には必要な書類を作成し同席すること。

7 疑義

工事内容に疑義が生じたときには、市と協議を行い決定すること。

8 安全対策

工事施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、児童及び近隣住民の安全を確保すること。

9 施工計画

（１）一般共通事項

- | | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| ア 事前現場調査 | ☒ 可 | ☐ 不可 |
| イ 官公庁その他への届出 | ☐ 市 | ☒ 受注者 |

（２）仮設工事

- | | | |
|------------|--|---|
| ア 現場事務所 | ☒ 要 | ☐ 不要 |
| イ 工事用仮設トイレ | ☒ 要 | ☐ 不要 |
| ウ 工事用水 | ☒ 支給 | ☐ 受注者負担 |
| エ 工事用電力 | ☒ 支給 | ☒ 受注者負担 |

※ コンセントからの使用程度であれば、支給となりますが、電気容量の大きい機器等を使用する場合は、別途、仮設電源を引く等、対応をお願いします。

オ 仮囲い	■要	□任意（受注者が安全を確保）
カ 交通整理員	■要	□任意（受注者が安全を確保）

10 引渡検査

- （１）受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続を経たうえで、その旨を市に通知しなければならない。
- （２）市は完了の通知を受けたときは、すみやかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
- （３）検査に合格したときは、市はすみやかに引渡しを受けるものとする。
- （４）受注者は引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。
- （５）引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、引渡し品（貸与品）、目録、諸官庁届出書、その他必要書類を市に提出する。

12 維持管理

受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとする。市は物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次のとおりとし、その以外の事項については、その都度協議により決定する。

（１）公租公課	□市	■受注者
（２）火災保険	□市	■受注者
（３）法定点検	■市	■受注者
（４）各種消耗品	■市	□受注者
（５）電気料金	■市	□受注者
（６）ガス料金	■市	□受注者
（７）上下水道使用料	■市	□受注者
（８）清掃	■市	□受注者
（９）セキュリティ	■市	□受注者
（10）保守点検	■市	■受注者

室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書

1 建築材料等の使用制限の原則

建築材料等の使用制限の原則は、以下のとおりとする。ただし、該当する材料がない等の事由により、本原則によりがたい場合の措置は協議による。

- (1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散する材料については、F☆☆☆☆とする。やむを得ず、F☆☆☆又はその同等品（旧JAS 又は旧JIS におけるFco、Eco を含む。）とする場合は、あらかじめ市担当者の承諾を得ること。

対策をとる建築材料等

- ・ 合板・木質系フローリング・構造用パネル・集成材・単板積層材・MDF
- ・ パーティクルボード・その他の木質建材
- ・ 家具・書架・その他の什器等(合板類、接着剤及び塗料を使用する場合)
- ・ ユリア樹脂板
- ・ 壁紙
- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 保温材・緩衝材・断熱材
- ・ 塗料
- ・ 仕上塗材

- (2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤についてはトルエン等の含有量が少ない規格品とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 塗料
- ・ 溶剤

- (3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系の防腐・防蟻剤とし、加圧式防腐、防蟻処理等は工場で行い、十分に乾燥した後に現場に搬入する。

対策をとる建築材料等

- ・ 木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤

- (4) フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない、難揮発性の可塑剤を使用している接着剤とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙用接着剤（規格品とする）
- ・ 木工用接着剤

2 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3 測定 次により、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、市担当者に報告する。

・ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド

※ D N P H誘導体固層吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

・ 検知管法

・ 定電位電解法

・トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

※ 固層吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ 固層吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・測定対象室及び個所数

室名	箇所数	回数／時期
図書室、第二美術室	各 2 か所（計 4 ヶ所）	1 回／引渡前
普通教室、女子プール更衣室	各 1 か所（計 2 ヶ所）	1 回／引渡前

・空気資料の採取方法等

空気資料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用困難な部分については、市担当者と協議による。なお、簡易な測定方法による場合は、採取した測定機器の特性等を考慮して、市担当者と協議の上、計画書に定める。

4 測定後の措置等

測定の結果、厚生労働省の指針値を上回った場合の措置は、市担当者の指示による。

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド	0.08 ppm（100 μg/l）
アセトアルデヒド	0.03 ppm（48 μg/l）
トルエン	0.07 ppm（260 μg/l）
キシレン	0.20 ppm（870 μg/l）
エチルベンゼン	0.88 ppm（3,800 μg/l）
スチレン	0.05 ppm（220 μg/l）
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm（240 μg/l）